

**企業年金連合会を通じた個人番号の企業年金への提供に係る  
企業年金連合会規約の変更について**

企業年金連合会規約の一部を変更する規約

企業年金連合会規約の一部を次のように変更する。

第84条の2の次に次の一条を加える。

(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等に基づき連合会が行う受託事務)

第84条の3 連合会は、平成25年改正法附則第40条第6項から第8項までの規定に基づき、基金、企業年金基金、規約型企業年金を実施する事業主又は企業型年金を実施する事業主の委託を受けて、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年5月31日法律第27号）別表第一の71、72及び97に規定する事務を行う。

2 連合会は、前項の事務を行うにあたり、基金、企業年金基金、規約型企業年金を実施する事業主又は企業型年金を実施する事業主と業務委託契約を締結する。

附則

(施行期日)

第1条 この規約は、認可の日から施行し、平成28年1月1日から適用する。

# 企業年金連合会規約変更理由書

## 1 変更理由

地方公共団体情報システム機構が保有する個人番号を含む機構保存本人確認情報<sup>(注)</sup>を厚生年金基金、確定給付企業年金又は企業型確定拠出年金からの委託を受けて提供する事務を行うことができるようにするため、連合会が当該事務を行うことを規約上規定する必要がある。

(注) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第19条による改正後の住民基本台帳法第30条の9(平成28年1月1日施行予定)に規定する機構保存本人確認情報。氏名、性別、生年月日、住所、個人番号。

## 2 変更内容

- (1) 連合会は、「公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律」附則第40条第6項から第8項までの規定に基づき、厚生年金基金、確定給付企業年金又は企業型確定拠出年金からの委託を受けて、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」別表第一の71、72及び97に規定する事務を行う旨の規定を追加する。
- (2) 上記(1)の事務を行うにあたり、厚生年金基金、確定給付企業年金又は企業型確定拠出年金と当該事務に係る業務委託契約を締結する旨の規定を追加する。

## 3 実施時期

この規約は、認可の日から施行し、平成28年1月1日から適用する。

## 【参照条文】

- 公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（抄）

### 附則

（存続連合会の業務）

第40条 存続連合会は、次に掲げる業務を行うものとする。

2～5（略）

6 存続連合会は、附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第百三十条第五項の規定による委託を受けて、存続厚生年金基金の業務の一部を行うことができる。

7 存続連合会は、附則第三十八条第三項の規定により読み替えて適用する改正後確定給付企業年金法第九十三条の規定による委託を受けて、事業主等の業務の一部を行うことができる。

8 存続連合会は、附則第三十八条第三項の規定により読み替えて適用する改正後確定拠出年金法第四十八条の二の規定による委託を受けて、情報収集等業務（同条に規定する情報収集等業務をいう。次条第三号において同じ。）を行うことができる。

9（略）

- 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年5月31日法律第27号）（抄）

（利用範囲）

第9条 別表第一の上欄に掲げる行政機関、地方公共団体、独立行政法人等その他の行政事務を処理する者（法令の規定により同表の下欄に掲げる事務の全部又は一部を行うこととされている者がある場合にあつては、その者を含む。第三項において同じ。）は、同表の下欄に掲げる事務の処理に関して保有する特定個人情報ファイルにおいて個人情報を効率的に検索し、及び管理するために必要な限度で個人番号を利用することができる。当該事務の全部又は一部の委託を受けた者も、同様とする。

2～5（略）

別表第一（第9条関係）

71 確定給付企業年金法(平成十三年法律第五十号)第二十九条第一項に規定する事業主等又は企業年金連合会	確定給付企業年金法による年金である給付又は一時金の支給に関する事務であつて主務省令で定めるもの
72 確定拠出年金法(平成十三年法律第八十八号)第三条第三項第一号に規定する事業主	確定拠出年金法による企業型記録関連運営管理機関への通知、企業型年金加入者等に関する原簿の記録及び保存又は企業型年金の給付若しくは脱退一時金の支給に関する事務であつて主務省令で定めるもの
97 平成二十五年法律第六十三号附則第三条第十三号に規定する存続連合会又は企業年金連合会	平成二十五年法律第六十三号による年金である給付又は一時金の支給に関する事務であつて主務省令で定めるもの

- 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令（平成26年9月10日内閣府・総務省令第5号）（抄）

第52条の2 法別表第一の七十一の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。

一～四（略）

五 確定給付企業年金法第九十三条の規定により、企業年金連合会が委託を受けて行う業務に関する事務（相続税法第五十九条第一項に規定する調書、地方税法第三百七十七条の六第四項に規定する公的年金等支払報告書、同法第三百二十八条の十四に規定する特別徴収票、所得税法第二百二十五条第一項第四号若しくは第八号に規定する支払に関する調書又は同法第二百二十六条第二項若しくは第三項に規定する源泉徴収票に関する事務に限る。）

第52条の3 法別表第一の七十二の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。

一（略）

二 確定拠出年金法第四十八条の二の規定により、企業年金連合会が委託を受けて行う情報収集等業務に関する事務（相続税法第五十九条第一項に規定する調書、地方税法第三百七十七条の六第四項に規定する公的年金等支払報告書、同法第三百二十八条の十四に規定する特別徴収票、所得税法第二百二十五条第一項第四号若しくは第八号に規定する支払に関する調書又は同法第二百二十六条第二項若しくは第三項に規定する源泉徴収票に関する事務に限る。）

三（略）

第70条 法別表第一の九十七の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。

一 平成二十五年法律第六十三号附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法百三十条第五項の規定により、企業年金連合会又は平成二十五年法律第六十三号附則第三十七条の規定によりなお存続する企業年金連合会が委託を受けて行う業務に関する事務（相続税法第五十九条第一項に規定する調書、地方税法第三百七十七条の六第四項に規定する公的年金等支払報告書、同法第三百二十八条の十四に規定する特別徴収票、所得税法第二百二十五条第一項第四号若しくは第八号に規定する支払に関する調書又は同法第二百二十六条第二項若しくは第三項に規定する源泉徴収票に関する事務に限る。）

二～十二（略）

企業年金連合会規約新旧対照表

新	旧
<p>(住民基本台帳法等に基づき連合会が行う受託事務)</p> <p>第84条の2 連合会は、平成25年改正法附則第40条第6項から第8項までの規定に基づき、基金、企業年金基金、規約型企業年金を実施する事業主又は企業型年金を実施する事業主の委託を受けて、住民基本台帳法別表第一の77の4に規定する事務を行う。</p> <p>2 連合会は、前項の事務を行うにあたり、基金、企業年金基金、規約型企業年金を実施する事業主または企業型年金を実施する事業主と業務委託契約を締結する。</p>	<p>(住民基本台帳法等に基づき連合会が行う受託事務)</p> <p>第84条の2 連合会は、平成25年改正法附則第40条第6項から第8項までの規定に基づき、基金、企業年金基金、規約型企業年金を実施する事業主又は企業型年金を実施する事業主の委託を受けて、住民基本台帳法別表第一の77の4に規定する事務を行う。</p> <p>2 連合会は、前項の事務を行うにあたり、基金、企業年金基金、規約型企業年金を実施する事業主または企業型年金を実施する事業主と業務委託契約を締結する。</p>
<p>(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等に基づき連合会が行う受託事務)</p> <p>第84条の3 連合会は、平成25年改正法附則第40条第6項から第8項までの規定に基づき、基金、企業年金基金、規約型企業年金を実施する事業主又は企業型年金を実施する事業主の委託を受けて、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年5月31日法律第27号）別表第一の71、72及び97に規定する事務を行う。</p> <p>2 連合会は、前項の事務を行うにあたり、基金、企業年金基金、規約型企業年金を実施する事業主又は企業型年金を実施する事業主と業務委託契約を締結する。</p>	<p>(新規)</p>

新	旧
<p data-bbox="562 212 640 244" style="text-align: center;"><u>附 則</u></p> <p data-bbox="114 260 264 292">(施行期日)</p> <p data-bbox="96 308 1104 387">第 1 条 この規約は、認可の日から施行し、平成 2 8 年 1 月 1 日から適用する。</p>	